

令和3年第6回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年6月25日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 11名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
(欠席)	10 番 森谷 正美	(欠員)

(2) 欠席委員

5 番 山本 恒雄 15 番 山崎 覺治 (在職中逝去により欠員)

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島5番 宇羅 恒一 澤田 茂

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第18号 農地法第5条の規定による申請について

7 報告事項

(1) 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第10号 農地改良届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 1 5

事務局長	本日は1名の委員が欠席し、1名が在職中のご逝去により欠員です。また農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よりしくをお願いします。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第6回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思 います。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号2番 池端 共栄 委員及び 議席番号3番 谷内 誠一委員 の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第17号】の農地法第3条第1項の規 定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第17号の農地法第3条第1 項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月 は3件です。

	<p>【議案第17号所有権移転、1番～3番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計16筆2,786.67㎡で内訳は田が1,386㎡、畑が1,400.67㎡です。なお、申請番号3番は共有者持分の内いったん相続財産管理人が引き受けた持分を、他の共有者に移転させるものです。</p> <p>いずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島1番 宇羅恒一委員よりご意見願います。</p>
<p>宇羅委員</p>	<p>昨日23日に現地確認を行いました。申請地はすでにトマトなどが耕作されており、周辺も農地ですのでこのまま耕作が継続されていけば問題は無いと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号2番について、地区担当推進委員 門前3番 澤田茂委員よりご意見願います。</p>
<p>澤田委員</p>	<p>現地は近所なので毎日見ておりますが、ずっと耕作され続けているところであり、所有者が代わっても何ら問題は無いと考えます。よろしく</p>
<p>議長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>安委員</p>	<p>次に、申請番号3番について、地区担当委員 議席番号12番 安津久人委員よりご意見願います。</p>
<p>議長</p>	<p>議席番号12番 安です。先ほど事務局から説明があったとおり、持分の移転であり、現況に変わりありませんので、今回のことで周囲に与える影響はありません。以上です。</p>
<p>石倉委員</p>	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
<p>事務局</p>	<p>石倉です。申請内容についてはそれで良いのですが、登記地目が宅地 になっているものは現況が畑になっているから今回の申請に含まれて</p>

	<p>いるということでしょうか。固定資産税はどうなっているのでしょうか。</p>
石倉委員	<p>固定資産税は課税部門の判定により宅地として課税されている可能性があります。農地台帳上の現況は農地になっております。本来登記地目が宅地であるところは農地の譲渡の問題では無いのですが、行政書士の</p>
事務局	<p>申し立てでは現状農地となっており、今回の許可をもってまとめて持分の移転を行いたいとのことなので、現況をもって農地移転許可申請の対象としたものです。</p>
議長 各委員	<p>あまり無い事例だとは思いますが、登記が農地でなく現況が農地である場合の申請における対応の仕方を整理しておいてください。</p> <p>わかりました。</p>
議長 各委員	<p>その他ございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第17号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
事務局	<p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第17号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>
	<p>次に市長より提出のあった【議案第18号】の農地法第5条の規定による農地転用許可申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p> <p>それではまず賃貸借権設定許可申請1件につきご説明いたします。資料8ページをご覧ください。</p>

【議案第18号所有権移転、申請番号1番を議案書をもとに朗読】

合計5筆5,292㎡で内訳は田が5,292㎡です。転用の目的は、農業用施設を建設するものです。農地区分としては2種農地に該当し、許可相当と考えます。

続きまして、賃借権設定1件につきご説明いたします。資料10ページをご覧ください。

【議案第18号賃借権設定、申請番号2番を議案書をもとに朗読】

合計4筆518㎡で内訳は畑が518㎡です。当該一団の農地は、開拓事業により山中に畑を整備したものであり、農用地区域に含まれております。転用の目的は、3筆の農地の一部を使用して風力発電設備の設置を想定した数ヶ月程度の土質調査を行うものです。以前にも同一目的の事業で風況調査を目的として一時転用許可を得ております。農用地ではありますが、3年以内の一時転用ですので、許可相当と考えます。

それでは、申請番号1番について地区担当推進委員 輪島1番 宇羅 恒一 委員よりご意見願います。

先日現地確認をいたしました。目的は農業用施設ということでもあり、周辺の状況からみても問題ないと考えております。なお、付近には昨年までトラック等を確認する大型のハウスなどがあったのですが、昨冬の大雪で壊れ、そのトラック等を収容する施設としても今回の目的である施設を整備したいとのことです。以上です。

次に、申請番号2番であります。地区担当推進委員吉村さんが本日ご欠席ということですので、代わりに事務局説明願います。

現地確認当日、吉村委員さんも立ち合わせていたので、そのときにいただいていたご意見を報告いたします。当日現場にて電力会社の担当から詳細な説明を受けましたが、吉村委員さんも地区の住民として

議長

宇羅委員

議長

事務局

議長

石倉委員	<p>以前から風力発電に関する説明も受けていて内容を知っているとのことで、今回の土質調査についても周辺の影響等特に問題は無いとのご意見を現場でいただいておりますので、ご報告いたします。</p>
事務局	<p>これより質疑を許します。</p> <p>今回は3年以内の一時転用ということで転用は認められるのだと思いますが、後々本工事に入る、ということになったときにこの開拓事業で整備された農地の転用は認められるのでしょうか。</p>
石倉委員	<p>今は一時転用で基礎確認ということですが、先ほど次長が説明していたとおり農用地区域内農地でありますので原則的には転用は認められないところになります。ただ、特例として再エネ法に基づき協議会を立ち上げて整備計画を策定し、農振除外手続を経て転用する、という方法などがありますので、現在その可能性も含め相談を受けているところです。</p>
事務局	<p>ここで風力発電が認められるなら、どこの農地でもやりようがあるということですか。</p>
石倉委員	<p>石倉委員がおっしゃるとおり、この農地は現在農用地区域ですし、仮に農振除外されたとしても10ha以上の広がりがある1種農地です。</p>
事務局	<p>したがって市にとっても農地としての重要度は高くはありますので本来は転用など考えるべくもないことになりますが、昨今の再エネ法推進の流れの中で市を巻き込んだ協議会を立ち上げることで転用に繋げる方法などありうるようになります。ただ協議会を立ち上げるということは市が関わる公共的な意味合いを風力発電事業に与えることとなりますので、容易なことでは無く、業者からの問い合わせにはその旨伝えているところです。今回の業者がそこまで至るかは何ともいえませんが、今回の一時転用申請と並行して相談を受けているところではあります。</p>
議長	

各委員 議長	<p>今回のように一時転用を認める中で、農業委員会がこの場所に風力発電を設置するのを認めていかざるを得ないような変な巻き込まれ方をしないように、委員会としての立場を明確にしながらか対応してほしいと想います。</p>
各委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他ございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p>
事務局	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第18号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第18号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>
議長	<p>次に【報告第9号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
各委員 議長	<p>議案書13ページをお開きください。報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は5件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p>
事務局	<p>合計25筆12,739㎡です。内訳は田が12,178㎡、畑が561㎡です。 以上です。</p> <p>それではこれより質疑を許します。</p>

(意見・質疑なし)

質疑がないようですので【報告第9号】を終わります。

次に【報告第10号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

議長

議案書15ページをお開きください。報告第10号農地改良届についてです。今月は1件です。

各委員

【議案書にもとづいて、農地改良届の内容を朗読】

議長

合計2筆929㎡です。内訳は田が929㎡です。田を畑地に転換する者であり、現在急傾斜で機械の搬入が困難で、また除草作業が大変であることから盛り土により傾斜部を減らし、作業の軽減を図りつつ畑として耕作継続をするものです。以上です。

それではこれより質疑を許します。

(意見・質疑なし)

質疑がないようですので【報告第10号】を終わります。次に【報告第10号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

以上をもちまして、議事全てが終了いたしました。

これにて、第6回輪島市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

令和3年6月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

2 番

署 名 委 員

3 番
